

新しい村づくり会議設置規程

(設置)

第1条 阿智村・清内路村の合併後の新しい村の基本計画案（以下「新村基本計画案」という。）を策定するため、阿智村・清内路村合併協議会（以下「協議会」という。）規約第12条の規定に基づき、協議会の附属機関として、新しい村づくり会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、協議会の求めに応じ、新村基本計画案の策定に関し必要な調査、検討等を行う。

(組織)

第3条 会議の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 2村の住民から20名以内

2 前項の委員は、協議会の会長及び副会長が協議の上、会長が委嘱する。

(役員)

第4条 会議に次の役員を置く。

(1) 会長1名

(2) 副会長1名

2 会長及び副会長は、委員が互選する。

(職務)

第5条 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月16日から施行する。